

新型コロナウイルス感染症対応資金のご案内

事業目的・概要

- 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小・小規模事業者に対して、保証料補助や実質無利子化により民間金融機関を活用した資金繰り支援を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰りを緩和するため、信用保証付き融資の既往債務の借換により、返済負担を軽減します。一定の要件を満たした場合には、借換についても保証料補助や実質無利子化の対象となります。

	新型コロナウイルス感染症対応資金		
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
ご利用いただける方 <small>※前年実績の無い創業者や、業容拡大した方について、認定基準の運用が緩和されています。詳しくは市町村にお問い合わせください。</small>	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 県内において1年間以上継続して事業を行っていること (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること	次の要件に該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者 (イ) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としていること (ロ) 経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1ヶ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
融資限度額	3,000万円		
資金用途	運転資金・設備資金		
利率	年1.30%		
利子補給	年1.30%(当初3年間) 対象限度額3,000万円	年1.30%(当初3年間) ※売上高▲5%以上の個人事業主、 または売上高▲15%以上の小・中規模事業者に限る 対象限度額3,000万円	年1.30%(当初3年間) 対象限度額3,000万円
償還期間	10年以内(うち据置5年以内)		
保証料	年0.85% ※経営者保証免除対応を適用する場合、年1.05%		
保証料補助	全額補助(国) 対象限度額3,000万円	全額または1/2補助(国) 個人事業主 ▲5%以上 保証料0 小・中規模事業者 ▲5%以上 保証料1/2 小・中規模事業者 ▲15%以上 保証料0	全額補助(国) 対象限度額3,000万円
保証人	原則として法人代表者以外不要		
担保	無担保		
取扱期間 (注1) (注2)	令和2年5月1日(金)から令和2年12月31日(木)までに保証申込み受付し、かつ、令和3年1月31日(日)までに融資実行されたもの		
取扱金融機関	県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫		

(注1) 令和2年5月1日現在。 (注2) 取扱期間については延長となる場合があります。

手続きの流れ



ご利用にあたってのご注意

- 取扱期間は、保証毎に異なりますので、ご確認の上、できるだけお早めに融資の申込みをしてください。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 証明書や認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階

電話 022-211-2744

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証)についてのQ&A

Q1 市町村の認定はどのようにして受けることができますか。

A: セーフティネット資金の認定書の様式や詳しい要件は、各市町村にお問い合わせください。

Q2 セーフティネット保証4号・5号や危機関連保証を利用する場合、保証限度額は別枠になりますか。

A: セーフティネット保証4号・5号は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの保証限度額となります(他に、県制度融資「セーフティネット資金」を利用している場合には、合算して8,000万円まで)。

危機関連保証は、一般資金等とは別枠で最大8,000万円までの保証限度額となります(他に県制度融資「セーフティネット資金」「災害復旧対策資金(東日本大震災枠)」「みやぎ中小企業復興特別資金」を利用している場合には、合算して1億6,000万円まで)。詳しくは別途お問い合わせください。

Q3 以前借り入れた資金を「新型コロナウイルス感染症対応資金」に借換することはできますか。

A: 信用保証付の債務であれば、制度融資以外の既往債務についても、広く当該資金への借換ができることとしています。ただし、80%保証(一般保証・セーフティ5号)から、100%保証(セーフティ4号・危機関連保証)への借換は、原則できないこととなっています(一部、例外がありますので、詳しくは、金融機関にご相談ください。)

Q4 個人事業主も対象になりますか。

A: 信用保証対象業種であれば、法人に限らず、個人やご家族等で事業を営んでいる等、個人事業主の方も、県制度融資の対象になります。

Q5 最近1か月の売上高とは、いつのものですか。

A: 申請月の前月(申請日までに集計が完了している1ヶ月)が基本となります。

Q6 売上高の減少は、どのような資料で確認するのですか。

A: 試算表、売上台帳等により、売上高等の減少を確認します。これらの書類の写しを添付してください。

Q7 認定されれば、融資実行されますか。

A: 認定書は、ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることになります。

あらかじめ、金融機関に本資金の利用について、ご相談いただくことをお勧めします。

Q8 利子補給や保証料補助は、セーフティネット保証及び危機関連保証それぞれ3,000万円まで受けられますか。

A: 「新型コロナウイルス感染症対応資金」全体の融資限度額が3,000万円となっていますので、利子補給及び保証料補助についても、セーフティネット保証4号・5号及び危機関連保証を合わせて3,000万円までが補給等の対象となります。